

経 済 産 業 省

20250616保局第1号

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を
改正する規程を次のように制定する。

令和7年6月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈につい
ての一部を改正する規程

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（202
10204保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和7年6月30日から施行する。

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について	保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について
廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日 改正 20240513保局第1号 令和6年5月24日 <u>改正 20250616保局第1号 令和7年6月30日</u>	廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日 改正 20240513保局第1号 令和6年5月24日
1. 申請書類について (1)～(6) [略]	1. 申請書類について (1)～(6) [略]
2. 技術的能力について (1) [略] (2) 保安業務資格者の数 保安業務資格者の数の算定方法は告示第2条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第2条第1項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。 例1)～例6) [略] 例7) 供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が2千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が5万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請） 告示第2条第1号の表中イの算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中への算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中トの算定式に代入	2. 技術的能力について (1) [略] (2) 保安業務資格者の数 保安業務資格者の数の算定方法は告示第2条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第2条第1項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。 例1)～例6) [略] 例7) 供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が2千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が5万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請） 告示第2条第1号の表中イの算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中への算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中トの算定式に代入

$1 + (50000 - 20000) \times (1 / 80000) = 1.375$ $0.1 + 0.1 + 1.375 = 1.575$ 切り上げて 2 人以上必要 その他計算の方法に不明な点があれば、<u>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ</u>ガス安全室まで照会されたい。 (3) 保安業務資格者の要件 [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第 2 条第 3 号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] ⑤ 告示第 2 条第 3 号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が 30 分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。 告示第 2 条第 3 号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。 なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対しても、例えば、規則第 29 条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。	$1 + (50000 - 20000) \times (1 / 80000) = 1.375$ $0.1 + 0.1 + 1.375 = 1.575$ 切り上げて 2 人以上必要 その他計算の方法に不明な点があれば、<u>経済産業省産業保安グループ</u>ガス安全室まで照会されたい。 (3) 保安業務資格者の要件 [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第 2 条第 3 号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] ⑤ 告示第 2 条第 3 号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が 30 分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。 告示第 2 条第 3 号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。 なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対しても、例えば、規則第 29 条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。
---	--

質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者の署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。

この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）が国又は地方公共団体である講習であって、職務において支援活動を実施する国又は地方公共団体の職員に限定して行うものについては、（i）イ及びホ並びに（iii）の要件は適用しない。

（i） 講習実施者は、次の要件を全て満たすものであること。

イ [略]

ロ この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ～ホ [略]

（ii）～（iv） [略]

質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者の署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。

この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。

（i） 質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 講習、研修等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ロ この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ・ニ [略]

ホ 質量販売緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

（ii） [略]

（iii） 講習実施者は、質量販売緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について（ii）に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。

（iv） [略]

- (v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を大臣官房産業保安・安全グループガス安全室へ提出すること。
- (vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、大臣官房産業保安・安全グループガス安全室の確認を受けたものであること。

様式例

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証	
氏 名 ○○ ○○ 生年月日 ○年○月○日 修了年月日 ○年○月○日 修了証番号 ○○○○ 上記の者は液化石油ガス法における 質量販売緊急時対応講習を修了した 者であることを証明する。 ○年○月○日	写真 ○年○月○日まで有効 講習実施 機関の印
講習実施機関名	

(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6か月以内に撮影されたものであること。

(5) [略]

- (v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を産業保安グループガス安全室へ提出すること。
- (vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安グループガス安全室の確認を受けたものであること。

様式例

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証	
氏 名 ○○ ○○ 生年月日 ○年○月○日 修了年月日 ○年○月○日 修了証番号 ○○○○ 上記の者は液化石油ガス法における 質量販売緊急時対応講習を修了した 者であることを証明する。 ○年○月○日	写真 ○年○月○日まで有効 講習実施 機関の印
講習実施機関名	

(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6か月以内に撮影されたものであること。

(5) [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。